

森林・里山の保全活動に役立つ ウッドチッパーを貸出します！

ウッドチッパーとは？

間伐材を手早くチップにできる資機材です。樹木や竹を粉碎し敷材に利用できます。チッパーは自走式で、軽トラックでの運搬が可能です。



○ ウッドチッパーの詳細 ○

- 機種名:共立 KCM123S ■台数:全2台
 - 本体寸法(長さ×幅×高さ):1,620×730×1,270(mm)
 - 重量:340kg ■燃料:自動車用無鉛ガソリン
 - 処理可能径:最大 φ120mm
 - 走行方式:クローラ自走式
- ※運搬用のアルミブリッジも貸出し可能です。



○ 貸出し対象者 ○

越前市内にある森林・里山について、保全・再生活動に取り組んでいる方が対象となります。一度の申請につき、1台を貸出します。なお、営利目的による利用はお断りします。

○ 貸出しにあたっての注意 ○ 【裏面もご確認ください】

貸出しは無料としますが、稼働にかかる燃料代は借受者の負担となります。
引渡しおよび返却については、下記の**貸出し拠点**となります。
貸出し期間は、原則として15日間を限度とします。
借受者には活動後日、活動報告書(様式第5号)を提出していただきます。
(なお、活動報告内容は市ホームページにて掲載させていただきます。)

○ 貸出し手続きについて ○

※申込みにあたっては、あらかじめお電話にて機材の空き状況をご確認ください。
(確認先:農林整備課 Tel:22-3008)

申込書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、借受希望日の10日前までに農林整備課まで直接お持ちいただくか、メール、郵送、FAXでお送りください。

※手続きに必要な書類は、市農林整備課の
ホームページよりダウンロードできます。



- **貸出し拠点** ○ (ウッドチッパーの引渡しおよび返却の場所)
株式会社 水嶋農機 越前市赤坂町5-1-3

市農林整備課ホームページ

～資機材の貸出しに当たっての注意点～

※越前市森林保全活動用資機材貸付要綱より抜粋 (貸付条件)

第10条 市長は、貸付決定を行うときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 本要綱及び他の法令の規定に違反しないこと。
- (2) 資機材をその目的以外に使用し、処分し、又は他人に転貸し、譲渡し、若しくは使用させないこと。
- (3) 資機材を営利目的に使用しないこと。
- (4) 資機材の使用に関し、資機材の使用説明書を熟読の上、常に安全に配慮し万全の対策を講じるとともに、作業前後の清掃点検を励行すること。
- (5) 資機材の使用は、2人以上で行うことを基本とし、緊急時に速やかに資機材を停止できるよう、全員が資機材の傍を離れることがないようにすること。
- (6) 事故や怪我に備え、傷害保険等に参加するよう努めること。
- (7) 資機材に故障等の異常が認められたとき又は損傷や事故が発生したときは、直ちに使用を中止し、市長に報告し指示を受けること。
- (8) 資機材の使用により与えた借受者又は第三者に対する損害については、借受者の責任において賠償すること。
- (9) 貸付期間内に要する資機材の燃料等の費用及び資機材の運搬又は返却に要する費用は、借受者の負担とすること。
- (10) 資機材を返却するときは、燃料を満量にすること。
- (11) 資機材の引渡し及び返却は、市長が資機材の貸付けに係る業務を委託した業者の立会いの下で行うこと。